

議案第41号

令和7年度協定の締結について

次のとおり、高速自動車国道常磐自動車道つくばみらいスマートインターチェンジ建設事業の施行に関する令和7年度協定を締結するため、つくばみらい市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第38号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 名 称 高速自動車国道常磐自動車道つくばみらいスマートインターチェンジ建設事業の施行に関する令和7年度協定
- 2 協 定 金 額 金1,501,860,321円
内訳 東日本高速道路株式会社 1,212,925,402円
つくばみらい市 288,934,919円
- 3 協定の相手方 茨城県つくば市みどりの中央8番地1
東日本高速道路株式会社関東支社つくば工事事務所
所長 森脇 豊一

令和7年5月30日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

高速自動車国道常磐自動車道つくばみらいスマートインターチェンジ建設事業の施行に関する令和7年度協定を締結するにあたり、議会の議決を求めるものです。